

MINAMI

南法ニュース



2025年7月
第60巻 第2号

(年6回1・3・5・7・9・11月発行)

- 平和産業運輸(株)
代表取締役 横山 晋伊知郎さん…p.2~p.3
- 横浜南税務署からのお知らせ……p.4
- 相談コーナーの税理士が交代しました…p.7



ホームページにアクセスしましょう!!
“横浜南法人会”で検索いただけます!

平和産業運輸株式会社



「危険物を安全適切に保管管理。
流通運輸業界のニーズに応える」

代表取締役

よこ やま しん い ち ろう

横山 晋伊知郎 さん

Vol. 046

金沢区幸浦に社を構える「平和産業運輸株式会社」。危険物専門の保税蔵置場業務の内容について、代表の横山晋伊知郎さんに詳しいお話を伺いました。

取材・文／渡辺里佳 撮影／野村一郎

● 72年前に創業されたのですね。創立の経緯を教えてください。

創業は1953年です。私は結婚後の2008年に入社し、先代の社長である義理の父の跡を継いだ3代目にあたります。創業時から運送業をしておりましたが、約40年前、経営の立て直しをきっかけに、先代が金沢区幸浦の埋め立て地に建てられた倉庫を買い取り、会社も大船から幸浦に移転し、現在に至ります。

主な事業内容は、関東・中部地区を主体に鋼材専門の中長距離運送業務を行う「貨物自動車運送事業」と「危険物専門の保税蔵置場業務」の二つです。運送事業は、燃料費、人件費の高騰と貨物船輸送が増えていることもあり、現在の業務は、「危険物倉庫事業」がメインとなっています。

● 危険物専門の保税蔵置場業務とは、どのようなお仕事なのですか。

簡単にいうと危険物を保管管理する仕事です。消防法第四類引火性液体類を扱う危険物専門の保税蔵置場業務として、保管と倉庫管理を行います。

危険物を扱う仕事なので、倉庫設置に関する条件や規制が厳しく定められています。近隣に学校や幼稚園がある場所には設置できませんし、建物の周囲は広く空けなければならない、2階以上の建物は禁止されています。

対象は、特殊引火物、石油類、アルコール類などです。気化すると燃えるガソリンは、第一石油類にあたる危険な液体ですし、ラム酒のような強い酒類も一定量以上の量になると、引火要注意の「アルコール類」として分類されています。

作業としては、倉庫に預かった貨物をコンテナ内に収め保管管理し、必要に応じて搬出入しています。全体の約9割が輸出で、機械メーカーや重機メーカーなど、おもに東南アジアにある日本の工場向けに出荷しています。

● 危険と隣り合わせなのですね。需要が多いお仕事だとお聞きしました。

おかげさまで問い合わせは多いです。当社も荷役車両としてのフォークリフト6台が、常にフル稼働しています。横浜港の危険物倉庫はどこもいっぱい、需要と供給とのバランスが取れていない状況なのです。横浜は、海に恵まれ港が多い印象がありますが、川崎、大黒、北関東エリアにしかなく、東京にはひとつもありません。

もっと拡大すべきなのですが、倉庫設置には広大な敷地面積が必要となり、今は土地も値上がりしていますので、新たな設置は厳しいですね。そう考えると、40年前に倉庫を購入し、この仕事を始めた先代の先見の明には改めて感心させられます。

● 注意している点はなんですか。今後のご予定なども教えてください。

引火や爆発、事故や怪我などがないよう、常に安全第一を心掛けています。ドラム缶などの容器は、とても頑丈でしっかりしているので、これまで大きな事故はありません。ただ、2019年の大型台風は想定以上の気象でしたので、緊張感が走りました。海の近くですし、日本の天候や気温も変わっていますので、今後はさらに安全対策を強化する必要があると感じています。

当社には、屋内貯蔵所と屋外貯蔵所がありますが、倉庫は1階のみなので収容量に限られます。それをカバーするために、いかに効率よく合理的に搬出入するかが課題となっています。今後は、自社で持っている土地、車庫などのスペースを有効活用することを検討しています。

また、倉庫搬入の際のトラックの待機時間が長くなりがちなので、ドライバーの負担も減らしたいですね。スロープの設置やAI、タブレットを活用し、効率よく作業できるような対策を練っていきたいと考えています。

私が感心しているのは、フォークリフトを自在に操る技術です。運搬、技術を習得した熟練スタッフは、短時間で作業を進めることができます。私も、入社後、免許を取得しましたが、もっと効率よく作業できるようスキルを磨きたいですね。

これからも、世の中の流れとニーズに対応しながら、お役に立ちたいと思います。当社には、経験豊富な現場作業員が揃っております。必要な時はぜひお気軽にお声がけいただき、安心して貨物を預けていただければと思います。



平和産業運輸株式会社

＜業務内容＞

1. 貨物自動車運送事業 関東・中部地区を主体に鋼材専門の中長距離運送業務
2. 危険物倉庫事業 危険物（消防法第四類引火性液体類）専門の保税蔵置場業務
※保税地域コード 2AW90

〒232-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦2-8-18
(運輸部) 045-785-0131
(倉庫部) 045-785-0132
FAX. 045-785-0070
<http://www.heiwa-sangyo.co.jp/>

源泉所得税の徴収高計算書提出も納税も、まとめてe-Taxで！

●源泉所得税の徴収高計算書の提出・納付手続はe-Taxが簡単・便利

e-Taxを利用することで、自宅や会社から時間を気にせず徴収高計算書の送信を行うことができます。
また、自動ダイレクトを利用することで、徴収高計算書の送信と同時に納付手続が完了します。

■自動ダイレクトとは

e-Tax の申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することにより、別途操作をすることなく、各申告手続の法定納期限当日※に自動で口座引落としにより納付ができる、便利なダイレクト納付（e-Tax による口座振替）の機能です。

※法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日（期限内納付として取り扱います）。

以下同様です。

自動ダイレクトの詳細は国税庁ホームページ「[自動ダイレクト](#)」をご覧ください。
申告所得税や法人税にもご利用いただけます。



■手続方法

- ① e-Taxで徴収高計算書を作成
- ② 徴収高計算書送信時に「自動ダイレクト」を選択
- ③ 法定納期限当日に自動で口座引落としされるので、正常に引落としがされているかを確認

e-Tax ホームページ「[源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー](#)」において、
e-Tax（WEB 版）と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・
キャッシュレス納付手続の一連の流れを体験することができます。



手続方法の詳細は「[ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）マニュアル【令和6年7月】](#)」や、
[動画「便利なダイレクト納付手続の紹介～源泉所得税もe-Taxで～」](#)をご覧ください。



[マニュアルはこちら](#)



[動画はこちら](#)

■選べるキャッシュレス納付

他にも様々なキャッシュレス納付方法があります。
[「国税の納付手続」](#)をご覧ください。



— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp> —

税証明の申請は **オンライン申請** が便利です !!

横浜市では、24時間いつでも・どこからでもオンラインで税証明を申請できます。
オンラインで申請いただいた税証明は、ご自宅に郵送で届くので、窓口への来庁が不要
です。また、郵送請求では必要な定額小為替や返信用封筒のご用意も不要になります。

大変便利なオンライン申請をぜひご利用ください!!

申請に必要なもの

■個人の方

- ・マイナンバーカード
- ・スマートフォン
- ・クレジットカードまたはスマホ決済(※)

■法人の方

- ・商業登記に基づく電子証明書
 - ・パソコン
 - ・IC カードリーダー
 - ・クレジットカードまたはスマホ決済(※)
- (※)スマホ決済・・・PayPay

取得できる証明書

- ・市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書
- ・納税証明書(※一部対象外)
- ・固定資産税に関する証明書(評価証明書・公課証明書)

申請方法等

横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、
専用アプリのインストールが必要です。
詳細は、本市ウェブサイトをご参照ください。



【お問合せ先】[各区役所税務課](#)

[横浜市 税証明 オンライン申請](#)

[検索](#)

窓口に出向かずに、市税の納付ができます

- ▶地方税共通納税システム ▶スマホ決済 ▶クレジット納付
- ▶ペイジー納付 ▶口座振替

※税目や納付書の種類によってご利用いただける納付方法が
異なります。お手元に納付書をご用意のうえ、利用可能な納付
手段をご確認ください。



【お問合せ先】[各区役所税務課](#)

[横浜市税 納付方法](#)

[検索](#)

全法連コラム

新入社員研修で感じた 「今どきの若者」の傾向と対策

株式会社ジェイック HRドクター 編集長 古庄 拓

私が所属するジェイックでは、毎年数百人を超える各社の新入社員に研修を実施しています。その中で感じた「今どきの若者」の傾向と対策のヒントを紹介しますので、20代の新人や従業員が在籍している、または採用を検討している企業の方は、ぜひご一読ください。

まず感じるのは、会社へのロイヤリティの低下です。終身雇用と年功序列が崩れ、転職が当たり前となった中で、会社は「報酬をもらい成長するための場」であり、「一生この会社にいる」という考えは少数派です。「すぐ辞めたがる」「全力を出さない」という意味ではなく、「成長できるか?」「時間・苦労と報酬が見合っているか?」を冷静に見ているということです。今の若手社員は、日本経済に右肩上がりの希望が少ないからこそ、安定志向が強くなっています。ただし、「安定」の定義が昔と変わっています。彼らが望む安定とは自分の市場価値が高まることを意味し、成長意欲と結びついています。会社の安定や業績、今の待遇よりも「自分が成長できるか」「市場で通用するスキルが身につくか」「待遇や年収が将来どうなるか」という見込みを大切にしているので、指導や採用時には「この仕事でどんなスキルが身につくか」「市場でどう通用するのか」を明確に伝えることが有効です。例えば、「資格とこの経験を積み上げれば市場価値が高まる」といった形で、経験と成長が「武器」になることを伝え、意欲や定着率の向上につながります。

次に、積極的な対人関係には慣れていないが、人間関係を拒むわけではないことです。時代の

変化に伴って、「文句を言わずに言うことを聞け」「年上だから敬意を払え」といった人間関係は明確に嫌われます。またコロナ禍の影響で、リアルコミュニケーションの機会が減り、上司や先輩に自分から話しかける若者は減っています。一方で、自己成長（≒安定）のためにダメ出しやフィードバックで関わってくれる上司や先輩は、若手に望まれています。大切なのは上から目線ではなく、対話の姿勢でフィードバックを行うことです。「ここは○○○だから、こうした方が良い」と理由と修正点を伝え「なぜそうしたか?」など相手の気持ちを聞く、寄り添う一言を添えるとよいでしょう。

また、「タイパ（タイムパフォーマンス）」志向であることも忘れてはいけません。YouTubeやSNS、生成AI等で（彼らの主観では）効率的な情報取得に慣れており、時間の無駄を避ける傾向にあります。したがって、「私が若いころは…」「今は楽になったけど…」等の長々しい説教やフィードバックは逆効果です。気持ちに寄り添う一言を添えつつも、合理的かつ端的に伝えることが重要です。

今の若手社員は、「帰属意識」や「上下関係」を強要されると離れますが、「個」として尊重されれば進んで関わろうとします。誠実で筋が通った説明にはきちんと応えてくれます。「うちの会社はこうだから」「昔はこうだった」等の説明では動かないのも彼らなりの真面目さです。育てる覚悟と向き合う姿勢があれば、きっと応えてくれるでしょう。

筆者紹介 古庄 拓（ふるしょう たく） 1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。社員研修やリーダー研修、新卒採用など、複数のサービスや事業の立ち上げを担当し、執行役員・取締役等を歴任。現在は、採用と社員教育の情報を発信するメディア「HRドクター」編集長として知識・ノウハウを発信している



税理士 塚本 英俊

就任のご挨拶

本年6月より、石黒政揮先生の後任として税務相談を担当させていただきます。まず東京地方税理士会横浜南支部所属の税理士、塚本英俊と申します。横浜南法人会の会員の皆様、1年間どうぞ宜しくお願い致します。本年の税務におけるトピックは、2025年分確定申告から適用される所得税の年収の壁（親族を扶養する側の扶養控除額が減少しない扶養される側の年収の限度額）の金額の変更（基礎控除と給与所得控除がそれぞれ10万円増加したことに伴うもの）が挙げられます。最も基本的なもののとしては、親族に扶養されている方の年収に関して103万円の壁が123万円に変更されたことです。（扶養されるための年収上限額は123万円以下であると言い換えることもできます。）他にも住民税に関する年収の壁である110万円及び134万円（自治体により若干異なるケースがございます）、社会保険料に関する年収の壁である106万円及び130万円、19

税務相談コーナー担当税理士の交代（2025年6月より）

税務相談コーナー担当の先生が、
新年度6月より次の通り交代となりました。

【新任】塚本 英俊 先生
【退任】石黒 政揮 先生

本年度も相談コーナーを
お気軽にご利用ください。

◇ホームページからの便利な予約機能も
ご利用下さい！

歳から22歳までの方の所得税に関する年収の壁である160万円等と非常に複雑なものとなっております。（一律にどのように対応すれば経済的かなどと申し上げることはできず、個人々々での考え方やよりどの位の収入であるべきかの対応は異なってきます。）扶養される側が配偶者と大学生では異なる等々ケースに対応した説明となっております。相談いただければと思います。法人会では、会員の皆様の不安や疑問の解消のためのご相談の機会を設けておりますので、お気軽にご利用いただければと思います。

公益社団法人 横浜南法人会 生活習慣病健康診断のお知らせ

例年9月に開催しております「生活習慣病健康診断」ですが、
昨年同様に「かながわ平和祈念館」での1日のみ開催となります。

7月下旬頃に法人会 会員の皆様へご案内を郵送いたします。



医療法人 社団 優和会 湘南健康管理センター
Tel. 046-867-2877 Fax. 046-867-2878

青年部会・第13回事業報告会

～【第21代】青年部会長に高野一哉氏を選任！～

青年部会（西谷部会長）では、4月24日(木) 午後五時三十分よりローズホテル横浜に於いて『第13回事業報告会』を開催し、52名が出席した。

当日は、横浜南税務署の引地副署長様をはじめ、木田会長他ご来賓に臨席頂き、実施した。

2年に一度の役員改選にともない、新部会長には高野一哉氏が選任された。横浜南法人会設立の地・南区からは18年ぶりの選出となった。



高野新部会長

定年で卒業の部会員には西谷部会長から、2年間部会を率いて、先頭を走った西谷部会長へは新部会長より感謝の気持ちと記念品がそれぞれ贈られた。

この日、選出された29名の役員を中心に、青年部会の令和7年度がスタートを切る。

◆当日欠席者で報告会資料が必要な方は、事務局までご連絡ください。



新旧部会長



卒業部会員と西谷部会長

青年部会家族交流会

日程 令和7年9月13日[土]

今年も便利なバスを利用した家族交流会を実施します。

行き先は、《崎陽軒工場見学》と《三浦の三崎館本館》でのランチ！
お一人でもご家族でも“夏休みの思い出”にいかがでしょうか。

詳しくは、事務局までご連絡ください。

【お問合せ】は、青年部会係まで TEL.045-370-8261



第13回 女性部会 事業報告会

5月21日(水)、桜木町 県民共済メルヴェーユにて、女性部会員19名と御来賓等総勢31名で女性部会報告会・部会員懇親会を開催いたしました。

今回は役員改選期にあたり、新役員10名が選任されました。



令和7年度 第1回 異業種交流会

5月23日(金) 18:00～20:30、パセラリゾーツ グレースパリ横浜関内に於いてかながわ信用金庫・横浜南法人会のコラボ開催として、参加者71名という大規模交流会として実施。

この試みが実現するに至るまでに、かながわ信用金庫の幹部の方とお互いに協力体制を構築して、お互いが良い関係を作り上げていこうという事を話し合う懇談会を開いておりました。

その結果、開催することが出来たというとても意義のある交流会でした。

第1部は、かながわ信用金庫 顧客サポート部長 鈴木 誠氏より『決算書の見方』の研修会を企画していただきました。



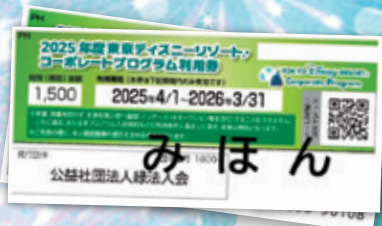
第2部は、立食で食事をしながら、懇談会、動画投影、パンフレット展示、希望企業によるPRブース出展、参加者全員による名刺交換会、集合写真撮影と盛りだくさんで終宴いたしました。

今後も組織委員会ではこのような有意義な異業種交流会を開催予定です。

ご案内・お知らせは、ホームページ・会報誌をチェックして見逃さないようにお願いいたします。

東京ディズニーリゾート コーポレートプログラム利用券プレゼント

1,500円 割引券 × 2枚!



※発行団体名は緑法人会となります。

東京ディズニーリゾートの1,500円割引利用券〈補助券〉2枚を、
抽選で45名の方にプレゼント致します。《1社2枚 計90枚》

本券の利用範囲 ①パークチケット(オンライン購入) ②ディズニーホテルの宿泊

※当選者名(及び事業所名)を会報に掲載致します。応募は1社1名のみとなりますのでご了承ください。
※本件利用の際は、東京ディズニーリゾート オンライン予約・購入サイト等でご確認ください。

【申込方法】“QRコード”よりお申し込みください。▶▶▶
応募締切…8月6日(水)

◇締切後厳正に抽選を行い、当選者には8月22日(金)までに事業所宛て郵送致します。

◇大変恐れ入りますが、今年度よりFAXでのお申し込みは受け付けておりません。



法人会車両購入に関する販売希望業者様の募集について

このたび、当会では車両の新規取得を計画しております。
公益法人として、より透明性・公平性を確保する観点より、広く皆様に
広報させて頂き、販売業者様を募集の上決定致します。

【お問合せ】横浜南法人会車両担当 ☎045-370-8261



事務局休業
のお知らせ

【令和7年】8月22日 金

神奈川県内事務局職員研修会のため
《全館休館》させていただきます。



ご理解のほど、よろしくお願いします。

10



健康コラム アレサが伝える養生のヒント vol.24

『猛暑の季節のむくみ解消力アップ』

鬱陶しい梅雨が終わり、盛夏がやってきます。夏は汗をかきますが、むくんでしまう要素が隠れているのです。
暑い夏のむくみには下記の2種類があります。

① **身体の冷えが原因** 外出先から戻ると冷たい飲み物が美味しいですね。
その美味しさは、クーラーが利いた室内や車内で身体の芯から冷え切った身体に追い打ちをかけている
可能性が大です。夏は身体を思っている以上に冷やしています。身体の外側からも内側からも冷や
している為、血流の悪さにより水分代謝が滞りむくんでしまいます。

② **運動不足が原因** 暑さで外出や運動するが億劫になり、運動不足でむくみが起ります。

ライフスタイルを変えて、解消してみよう

【**冷え**】クーラーでの冷え予防に、カーディガンや羽織る、ソックスをはくなど冷えを撃退。冷たい食
べ物を続けて食べない、胃腸を温める作用がある生姜を積極的に取りましょう。

【**運動不足**】涼しい時間帯や室内で、身体のポンプ役のふくらはぎに効くスクワットをやる。

【**食事の工夫**】夏にビールと相性が良いですが、加工肉などの塩分が多いものはなるべく避けましょう。
体内の余分な水分・塩分・老廃物を排出する作用と栄養のある食品を摂る。

カリウム：塩分排出 …………… ホウレン草、アボカド、スイカ、ゴーヤ
クエン酸：老廃物の分解と排出 …………… 梅、レモン、りんご酢
ビタミンE：ナトリウムを排出 …………… アボカド、モロヘイヤ、にんじん

【**飲み物の工夫**】「麦茶・緑茶」キンキンに冷えていない状態で飲む。両方とも身体を冷やす作用があり、
緑茶の苦み成分は、夏バテに効果があります。

現代の夏はクーラー無しでは乗り切れませんが、電化製品が普及していない頃は、うちわで涼み、食べ物で身体を冷や
していました。レトロな生活スタイルを少し参考してみるといいと思います。昔のBARでは氷をたくさん使えなかつ
た為に、カクテルの味も今とは違うものだったそうです。無理をせず、できることから試してくださいね。

鎮目登志子 (ニックネーム：アレサ)

健康リズムプロフェッショナル・健康管理士一般指導員・
調理師

自身のダイエットを通して健康管理全般に目覚める。
アレサ・フランクリンをこよなく愛する、永遠のダイエッ
ターである。

栄養士 内田知佳子

食べる事の大切さを感じ、栄養士の資格を取得。

人間や生き物が持つ生命力のすばらしさに感動を覚え、
それをきっかけに絵や彫刻で表現することをライフワ
ークにするようになる。

現在は彫刻アーティストとして様々な技法を模索する、
固定概念にとらわれない自由な製作活動を続けている。

第2回 異業種交流会 開催予告!!

令和7年10月に開催いたします。

〈日程・内容・会場は、未定〉

詳細は、会報誌の9月号誌面
または、封入チラシにてお知
らせいたします。



11

CAMERA REPORT



2024年小中学生活動団体感謝状 (4団体)



4.24 青年部会報告会 (ローズホテル)



5.14 税務月例研修会
(講師：横浜市財政局法人課税課)



5.19 青年部会役員会 (第2回)



6.18 税務月例研修会
(講師：横浜中年金事務所)



6.25 第13回通常総会記念講演会
(講師：岡本純子氏)

新入会員のご紹介

当会の趣旨にご賛同頂きご入会下さった新入会員をご紹介します。(敬称略)

令和7年度 4・5月 新入会員リスト				
所 属	法人名／事業所名	所在地	業 種	紹介者
正会員		他1社		
南 1	(株)フューチャーコンパス	南区吉野町 3-7-4 SIC ビル 4F	学習塾	岡部産業(株)
南 1	F・O不動産カウンセリング(株)	南区吉野町 3-7-4 SIC ビル 6F	不動産業	神奈川法人会
金沢	一般社団法人 横浜相続遺言研究会	金沢区野島町 3-28	相続遺言に関する普及事業	新設法人説明会
LINKAI	(株)建築構工法研究所	金沢区鳥浜町 13-8	土木材料開発・販売	大同生命保険(株)
賛助会員				
南 1	リオエンジニアリング	南区平楽 148-3-910	製造業	大同生命保険(株)
青年部会				
南 1	(株)プレミアサポート	中区不老町 3-12-3 加瀬ビル 201-901	保険代理店	自主入会
南 1	F・O 不動産カウンセリング(株)	南区吉野町 3-7-4 SIC ビル 6F	不動産業	神奈川法人会

7月の行事予定

開催日	時 間	行事内容	会 場
7/25(金)	16:30	理事会	法人会 研修室
7/8(火)	17:00	県法連 青年部会	県法連 会議室
7/9(水)	9:35	青年部会 租税教室⑩	屏風浦小学校
7/10(木)	15:00	県法連 女性部会	状元楼
〃	16:00	青年部会 経営セミナー &異業種交流会①	波止場会館ほか
7/14(月)	18:00	青年部会 役員会④	法人会 研修室
7/15(火)	16:00	総務委員会②	法人会 研修室
7/16(水)	12:30	全法連 事業研修委員会	全法連会館
〃	14:00	新設法人説明会	法人会 研修室
7/18(金)	16:00	事業研修委員会②	法人会 研修室
7/19(土)	12:30	青年部会 つり大会	進丸
7/22(火)	14:30	決算法人説明会	法人会 研修室
〃	16:30	県法連 事業研修委員会	県法連 会議室
7/24(木)	17:00	県法連 広報委員会	菜香新館

開催日	時 間	行事内容	会 場
7/25(金)	16:30	理事会	法人会 研修室
〃	18:00	緑法人会 青年部会 40th 記念パーティー	マリーンルージュ
7/28(月)	15:00	県法連 税制委員会・ プロジェクト会議	県法連 会議室
7/29(火)	14:30	月例研修会④	法人会 研修室

8月の行事予定

開催日	時 間	行事内容	会 場
8/7(木)	16:00	厚生委員会	法人会 研修室
8/18(月)	18:00	青年部会 役員会⑤	法人会 研修室
8/21(木)	15:00	県法連 福利厚生制度 推進連絡協議会	崎陽軒本店
8/22(金)	8:30	事務局研修会	南足柄方面
8/26(火)	10:00	民間団体長会議	横浜南税務署
〃	14:30	決算法人説明会	法人会 研修室
8/29(金)	15:00	事務局長会	県法連 会議室

7月の税務

- 7月10日
 - 1 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）
- 7月16日
 - 2 所得税の予定納税額の減額申請
- 7月31日
 - 3 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
 - 4 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 7 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 8 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 9 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 7月中において市町村の条例で定める日
 - 10 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

※税理士法施行74周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行

お気軽にご利用下さい
～各種相談コーナー～

- 税務相談**（電話予約制／相続税についてのご相談も受け付けます）毎月第3・第4木曜日、午後1時から4時まで。（但し5月のみ毎週）
令和7年7月＝17・24日
8月＝21・28日
9月＝18・25日
- 法律相談**（会員限定）
ご相談は弁護士事務所において、随時お受け付けいたします。
〈佐藤・村松法律事務所〉☎045-640-0463
※住所 横浜市中区山下町70-3
三井住友海上横浜ビル802
- 労務相談**
毎月第1・第3水曜日、午後1時から4時まで。
令和7年7月＝2・16日
8月＝6・20日
9月＝3・17日
（注）当日が休日の場合は、税務は翌日、労務は翌週。

※税務相談・労務相談は会員以外の一般からもお受け付け致します。
【相談料】1回／1,000円（3日前より受付） ☎370-8261

8月の税務

- 8月12日
 - 1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 9月1日
 - 2 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 3 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 5 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 6 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 7 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
 - 8 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
- 8月中において都道府県の条例で定める日
 - 9 個人事業税の納付（第1期分）
- 8月中において市町村の条例で定める日
 - 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

令和7年7月1日

南法ニュースへ広告掲載・
折り込みチラシの封入が出来ます！

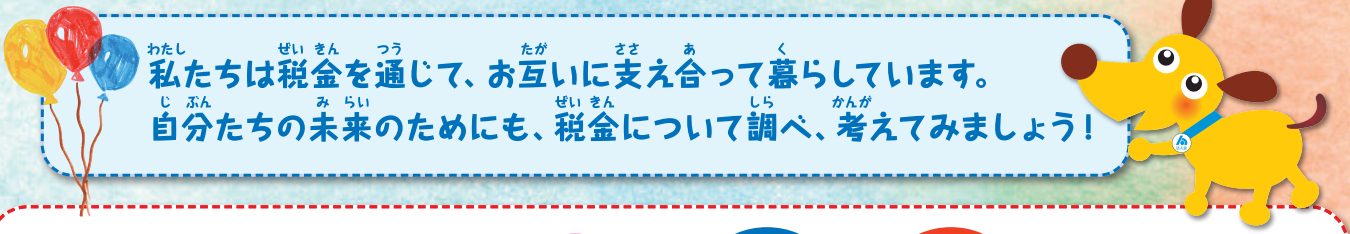
本紙は、会員企業のほか関係官公署・県内各法人会などに年6回配布している定期刊行誌です。
是非この機会に、「南法ニュース」へ貴社広告を掲載、又は折り込みチラシ広告の封入をしてみませんか！

広告・折り込み料金【税込】

掲載箇所	頁	一般価格	会員価格	備考
裏表紙	全 頁	100,000	50,000	原稿の投稿 メ切は、発行一ヶ月前 となります。
//	1／2頁	50,000	25,000	
裏表紙以外	全 頁	80,000	40,000	
//	1／2頁	40,000	20,000	
//	1／4頁	20,000	10,000	会員数＊単価 注1)
折り込みチラシ	1組	24	12	

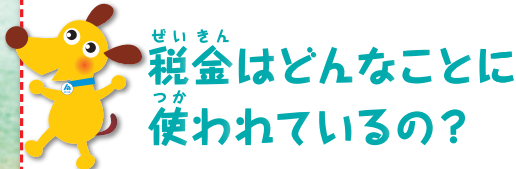
注1）原則全会員に封入する形となりますが、内容によっては地域毎（例：支部単位）の封入などご相談ください。

◆掲載のご希望は、下記までご連絡お願い致します。
担当／広報委員会
TEL 370-8261 FAX 370-8271



税金って何？

みなさんも自分の“おこづかい”でお買い物をしたときに、商品代と一緒に「消費税」を払っています。税金は「みんなに役立つこと」や「社会で助け合う活動」に使われています。
つまり、みんなで社会を支えるために集められる「会費」と言えます。その他に身近な暮らしの中にもいろいろな税金があります。



みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建てたり改修するためや、毎日使っている教科書や机・イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入などに使われています。

これだけではなく、みなさんが安心して楽しく遊べるように公園の整備、毎日安全に登下校ができるように道路の整備、安全な暮らしのために警察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作るために、様々なところで役立っているのです。



第12回『税に関する
絵はがきコンクール』受賞作品



第13回 税に関する絵はがきコンクール 大募集!

募集内容

税金は、毎日の生活でどのように役立っているのかな？
知っていることを絵はがきにかいて、応募してね！

① テーマ

「税」に関する絵(税金で作られた建物・施設、税金で行われる仕事、税金で購入される物品など)であること。

② 応募資格

小学6年生が対象です。

③ 応募・お問い合わせ先

公益社団法人 横浜南法人会 女性部会
〒235-0036 横浜市磯子区中原4-26-20
TEL 045-370-8261

▼こちらが応募用紙です。きりぬいてご使用ください。

④ 応募点数

1名につき1点まで。

⑤ 応募方法

応募ハガキ または同じサイズ用の紙(100mm×148mm)を使用してください。
描画素材は問いません。
文字・標語の書き入れは濃くはっきりと。
(jpg・pdfなどデータによる応募は不可)
左下の応募用紙に必要事項をご記入頂き、切り取ってそのまま使用してください。

⑥ 応募締切

令和7年9月12日(金) 必着

⑦ 審査

応募者全員の中から、審査員による厳正な審査を行います。

⑧ 表彰・発表

審査結果(入選作品)は、当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。なお、優秀作品につきましては公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

- ◆最優秀賞(法人会会長賞)
- ◆税務署長賞
- ◆女性部会長賞

応募者全員に参加賞があります。

⑨ 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。
- (4) 入選作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、法人会館並びに地域内施設へのポスター展示を行うことがあります。ポスターには小学校名とフルネームが入ります。

〈主催〉 **公益社団法人 横浜南法人会**
公益財団法人 全国法人会総連合

〈共催〉 公益社団法人 横浜南法人会 女性部会
〈後援〉 国税庁 / 横浜市教育委員会

法人会とは 法人会は税の Opiniオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約75万社の経営者の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。

[URL] <https://www.ym-houjinkai.or.jp>

料金受取人払郵便

磯子郵便局
承認
779

差出有効期間
2025年
9月12日まで
切手を貼らずに
お出しください。

郵便はがき

2 3 5 8 7 9 0

横浜市磯子区中原4-26-20
公益社団法人 横浜南法人会 女性部会
「税に関する絵はがきコンクール」係

横浜国立・その他 ()

小学校

年 組

フリガナ

氏名

全部書けたら、最後に確認して下さい。
正しく書かれていないところがあると、参加賞を送ることが出来ない場合があります。
確認して大丈夫だったら、あとはポストに入れるだけです。
切手は、貼らなくて大丈夫です。
最後まで書いてくれてありがとうございました。



公益社団法人 横浜南法人会



この会員シールを切り取って、法人税確定申告書の別表1の「欄外左下余白」に貼付して下さい。

e-Tax ご利用の場合は、「法人事業概況説明書」の「16 加入組合等の状況」欄に(公)横浜南法人会と入力して下さい。